

京都市環境影響評価等に関する条例第33条第3項の規定により、京都市北部クリーンセンター建替え整備事業について、対象事業完了届が、事業者である京都市長から平成19年4月12日に提出されましたので、同条第5項の規定に基づいて、次のとおり公告します。

平成19年4月17日

京都市長 榎本 頼兼

1 対象事業の名称

京都市北部クリーンセンター建替え整備事業

2 対象事業の種類及び規模

(1) 種類

ごみ処理施設（焼却施設、再資源化施設）の設置

(2) 規模

焼却施設処理能力：400トン／日（24時間稼働）

再資源化施設能力：40トン／日（5時間稼働）

3 完了年月日

平成19年3月30日

(環境局環境企画部環境管理課)